

(様式3)

令和5年3月8日  
京丹後市

### 「第3次京丹後市多文化共生推進プラン（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、「第3次京丹後市多文化共生推進プラン（案）」に対する意見の募集を、令和5年2月3日から令和5年2月24日まで行いました。その結果、2件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、策定に向けて準備を進めていくことといたします。

#### 1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

#### 2 今後の予定

いただいた意見を踏まえ、令和5年3月中を目途にプラン策定の準備を進めていくことといたします。

#### 【連絡先】

連絡先： 市長公室政策企画課

住 所： 〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地（峰山庁舎）

電 話：0772-69-0120

F A X：0772-69-0901

電子メール:kikaku@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「第3次京丹後市多文化共生推進プラン(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>P45 基本方針3 健康で安心して暮らせる環境づくり 3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進</p>	<p>1. 転入時、日本の生活習慣の情報を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような専門の窓口を設置すること、2. その窓口では、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること、4. 外国人従業員が、日本の生活習慣を十分に理解できるオリエンテーションを開催するよう外国人雇用企業へ依頼すること、5. 来日後1か月、半年などのスパンで、外国人雇用企業が外国人従業員に対して定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを実施するように依頼すること、という5点を具体的な施策として追加することを提案します。</p> <p>(その理由)</p> <p>ゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めた外国人市民は、悪気なく分別が出来ない状態になっており、外国人市民に対し最低限の日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのがポイントであると思っています。また、雇用企業は日本の生活習慣を理解できるように社員教育をして地域社会に対する責任を果たす必要があると考えています。加えて、母国と異なる生活習慣を一度の説明で理解できるとは限らないため、何度も説明する機会を設けることが必要です。2020年に改定された総務省「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」では、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」という項目において、「地域のルール等を外国人市民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築す</p>	<p>転入時における生活ルールの説明や情報提供窓口の設置は大切であると考えています。すでに京丹後市では、外国人からの相談への対応の必要性から、令和2年に「外国人相談窓口」を設置し、ゴミの分別だけに限らず、雇用や生活等に関する情報の提供及び相談窓口として外国人に対する相談支援業務を行っています。また、市では外国籍の職員である国際交流員を3名任用しており、各種業務に係る来庁者への通訳等の支援も行っているところです。</p> <p>ご意見のとおり、不動産業者や外国人雇用企業に対する啓発や取組依頼は多文化共生のまちを推進する上での重要な連携であると認識しており、同ページ内に「外国人市民にとって分かりやすい生活ガイド説明会の開催(ゴミ、公共交通、119番通報)」とありますように、市民に対して、地域の文化、風俗習慣、交通マナーやゴミの出し方等の生活ルールを紹介する出前講座を実施しておりますが、</p>

(様式3)

	<p>る」とあるので、地域で住み始めるまでだけではなく、地域で住み始めた後にも、雇用企業などが定期的にオリエンテーションをするなどして、外国人市民が日本の生活習慣を再確認できる機会を設けていく必要があります。</p>	<p>外国人材を雇用する企業や地域に対して、講座のさらなる活用をより働きかけていく必要があると考えます。</p> <p>貴重なご意見をありがとうございます。</p>
<p>P51 基本方針9 外国人市民の自立と社会参画 9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備</p>	<p>1. 外国人市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定、2. 地域社会における交流促進の場として、「公民館」の活用を明示、3. コーディネーターとして「公民館」の職員の活用を明示、4. コーディネーター機能（双方の市民関係をつなぐ）の明示、5. これら施策の評価方法の明示、6. コーディネーター育成研修の実施を明示、という6点について具体的な施策として追加することを提案します。</p> <p>(その理由)</p> <p>日本人市民と外国人市民の関係をつなぎながら、地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい「地域公民館や地区公民館」(以下、公民館)の職員として配置することを提案します。</p> <p>外国人市民の実態は、経済状況、教育段階、在留資格などで多様な背景を持つため、一律の施策がなかなか機能しないため、市民同士の間を意識的につなぎ、地域の現状に根差した対応策を実行する第三者として、日頃から地域の市民と関係を築ける場所で働く「公民館」の職員に適任であるため、その活用を提案します。</p> <p>また、ボランティア活動であれば個人の事情に左右されて安定した活動に限界があることも分かっており、様々な地域にコーディネーターを新規配置するのは予算的に難しいと考えるため、「公民館」の職員がコーディネーターになれば、個人の事情に左右されない業務としての安定的な活動が可能になります。さらに、既存施設と職員の方々を活用することで、新規予算の投入が最小限に抑えられます。ただ、「公民館」の職員がこれらの業務に精通するため、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、日本人市民と外国人市民がお互い生活しやすいまちづくりのためには双方の関係を繋ぐコーディネーター機能が必要です。京丹後市の場合、地域と外国人市民を繋ぐコーディネーター機能については、公民館ではなく京丹後市国際交流協会(以下「協会」という。)にその役割を担っていただいています。協会は、多文化共生を含めた国際交流に関する知識及び経験が豊富であり、地域事情に明るいととも、全国の関係団体とのつながりが強く認知度も高いため、コーディネーター機能を担うには協会が最適であり、そのネットワークを生かした活動支援を行っております。さらに、協会には多文化共生マネージャーの認定を受けた者のほか多文化共生地域づくりサポーターの認定者も複数名所属していることから、継続的にコーディネーターとしての役割を果たしていただいております。また、P50 基本方針8 地域社会に対する意識啓発 8-②多文化共生に関わる人材育成に「外国人市民と日本人市民との橋渡し役となる人材の把握、育成」と記載しているとおり、公民</p>

(様式3)

	<p>さらに、全ての「公民館」において、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいものとするため、外国人市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区の「公民館」を中心にしながら、多文化共生の地域づくりの取り組みを試験的に開始することが望ましいものと考えます。</p> <p>そして、「公民館」の職員の統括責任者として、京丹後市国際交流協会の方々が、横断的な視点での情報共有や研修などを実施することで、「公民館」の職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。</p>	<p>館職員に限らず、橋渡し役となる人材育成にも努めています。</p> <p>協会との連携をより強化し、プラン推進に向けて専門的な知見を取り入れながら各種事業の推進に取り組んでいきます。</p> <p>貴重なご意見をありがとうございました。</p>
--	---	--

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

- ① 45 ページ基本方針3 健康で安心して暮らせる環境づくり、3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進「外国人市民にとって分かりやすい生活ガイド説明会の開催（ゴミ、公共交通、119番通報）」を生活に関する説明会（ゴミ、公共交通、119番通報）の開催とその活用促進に修正する。